ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民やボランティア、福祉団体等が主体となり高齢者や障がい者、子育ての当事者、乳幼児等が地域で孤立しないよう、気軽に集えるふれあい・いきいきサロン(以下「サロン」という。)を開設し、住民の交流の場と仲間づくりを図るとともに地域住民が福祉活動に参加することで、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施にあたっては、伊勢市内の自治会、民生委員児童委員、主任 児童委員、ボランティア等地域住民、福祉団体、その他のこの事業に理解と熱意の ある者が主体で運営し、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会(以下「社協」という。) が協力し、事業の推進を図るものとする。

(事業を実施する場所)

第3条 事業を実施する場所は、地域の施設等とする。

(対象者)

- 第4条 事業のサロン対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 高齢者サロン(65歳以上の高齢者)
 - (2) 子育てサロン(就学前の子どもとその保護者)
 - (3) 障がい者サロン(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等)
 - (4) 共牛型サロン

(上記の参加者のいずれかを含む、地域住民の交流が目的であり、 地域の誰もが参加できるサロン)

- (4) その他社協会長が必要と認める者
- 2 前項において、社協の他の助成を受けている、受けようとする団体は除く。

(事業助成)

- 第5条 社協は、この事業の実施に係る経費として、材料費や消耗品費、菓子代及び お茶代等の助成を次のとおり行う。但し、他の助成金と重複した事業については対 象外とする。
 - (1)助成金は、市内在住の参加人員に1人当たり100円を乗じた額を助成する。 但し、協力者については市内外の者でも助成対象となる。なお、助成人数は、 年間360人を上限とする。
 - (2) サロン活動については、継続的な活動を前提とし、概ね月1回以上の活動を行うものとする。なお、相応の理由が認められる場合はその限りではない。
 - (3) 参加者は、概ね5人以上とし、地域の規模や会場スペースに応じたものとする。なお、子育てサロン及び共生型サロンについては概ね5組以上とする。
 - (4) サロンを新規で設置した場合は、設置月より1年間に限り、事業を定着させるために、サロン月1回の開催に当たり1,000円を加算助成する。

(事業助成の申請及び報告)

- 第6条 事業助成を希望するものは、事業の実施前にふれあい・いきいきサロン活動助成申請書(様式第1号)を社協に提出し、助成見込額を前払い請求することができる。
- 2 事業を実施したものは、2 週間以内にふれあい・いきいきサロン活動報告書(様式第2号)に助成対象経費の領収証(原本)を添付して社協に提出しなければならない。
- 3 事業を実施するにあたり、開催場所や人数が変更になる場合は事前に社協に報告しなければならない。

(助成の決定)

- 第7条 社協会長は、申請団体より助成申請書を受理したときは、第5条に定める事業助成に適合するかどうかを審査し、助成金交付の可否を決定する。
- 2 社協会長は、申請団体に仮払交付額を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン 仮払金交付決定通知書(様式第3号)を申請団体に通知する。
- 3 社協会長は、仮払金の不交付を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン仮払金 不交付決定通知書(様式第4号)を当該団体に通知する。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付を可としたときは、前払いで年1回交付する。但し、余剰及び、 不足が生じた場合は年度末に精算する。

(助成金の返還)

- 第9条 助成を受けた団体が、次に揚げるいずれかに該当するときは、助成金の金額 又は、一部を返還しなければならない。
 - (1)対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。
 - (2) 対象事業を中止し、完了する見込みがないとき。
 - (3)助成金を目的以外に使用したとき。
 - (4)年間助成見込額に余剰金が生じたとき。

(その他)

- 第10条 事業の実施にあたっては、社協と連携を取り合い、事業の円滑な運営や参加者の呼びかけ、拡大、協力者の確保など目的のための努力を行うものとする。
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

- この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、平成31年5月1日から施行する。
- この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から施行する。